

全軟野連発第 46 号

令和 2 年 2 月 19 日

都道府県支部
理 事 長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

専務理事 小林三郎



捕手（審判員含む）用マスクの SG 基準義務化に係る
本連盟の取り扱いについて（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、全日本野球協会（BFJ）より添付文書の通り、2020 年シーズンインより捕手（審判員含む）用のマスクについて、SG マーク合格品の着用を義務付けされるとの通知がございました。

本件に係る本連盟の取り扱いについて、軟式野球においては、一般部・少年部（学童・少年）・審判員数が多大であり、2020 年シーズンからの義務付けをすることで競技現場の混乱ならびに買い替えに係る経済的負担を考慮し、2 年間導入年を延長し、2022 年シーズンインから導入することと致します。

SG マーク合格品の着用については、選手および審判員の安全を確保することが目的であるため、貴支部においても 2022 年シーズンインからの導入について、ご指導いただきますようお願い致します。なお、2022 年シーズンからは SG マークと合わせて JSBB マークがついている製品が軟式用マスクとして着用可能となる旨、申し添えます。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■添付資料

・捕手（審判員含む）用マスクの SG 基準義務化について（BFJ 文書）

以上

事務担当者：吉岡大輔 TEL：03-3404-8831